

1 コンテンツ制作環境の高度化

コンテンツ制作面の取組

インターネットの高度化やデジタル放送の普及とともに、これらのメリットを最大限に享受できるようにするため、多様なコンテンツが豊富に提供される環境の整備が必要である。このため、総務省では、コンテンツ制作環境の高度化に向けた取組を推進している。

コンテンツ流通プラットフォーム実証実験（ネットワーク・コラボレーション）

デジタルコンテンツ産業は、我が国の21世紀基幹産業として発展が期待されているが、コンテンツの制作面においては、米国、イギリス等で採用され始めているネットワークを活用した高度な共同制作環境の実現が課題となっている。そこで、通信・放送機構では、平成12年度に、我が国のデジタルコンテンツ産業の振興と国際競争力の強化に向けて、ネットワークを活用した映像コンテンツの共同制作に関する実証実験を、東京都内及び東京・沖縄間において実施した（図

表 ）。

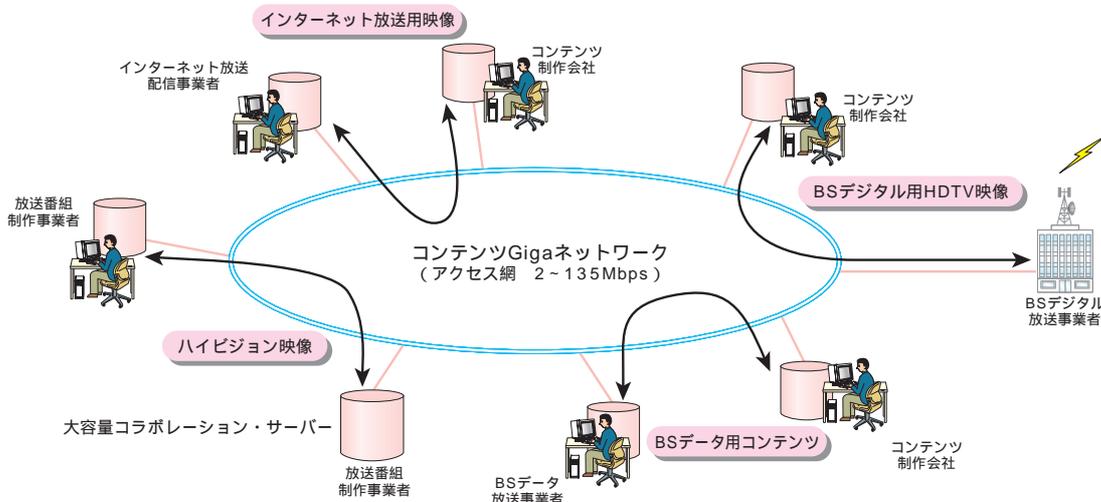
次世代インテリジェントコンテンツ流通システム開発促進事業

「創造的情報通信システムの研究開発」の一環として、双方向機能や蓄積機能など、デジタル技術を活用した高機能なブロードバンドコンテンツの利用促進を実現するコンテンツ流通システムについて、通信・放送機構において研究開発を委託して実施している。

放送番組制作設備等のデジタル化支援

地上デジタル放送の早期の普及を促進するため、これに関連する放送番組制作設備等を対象に、税制上の特例措置及び日本政策投資銀行等による無利子・低利融資並びに平成11年11月に施行された「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」に基づく通信・放送機構による債務保証が行われている（図表 ）。

図表 コンテンツ流通プラットフォーム実証実験の概要（ネットワークコラボレーション）



（出典）総務省資料

図表 地上テレビジョン放送事業者及び放送番組制作事業者のデジタル化支援（税制・金融上の特例措置）

	措置内容	対象事業者	対象設備
国 税	法人税についての特別償却 (特別償却率15%)	・地上テレビジョン放送事業者 (全国、関東・近畿広域圏局を除く。) ・放送番組制作事業者	・デジタル番組制作設備 ・デジタル伝送装置
	所得税についての特別償却 (特別償却率15%)	・放送番組制作事業者	・デジタル番組制作設備
地方税	固定資産税の軽減 (取得後5年間の課税標準を3/4)	・地上テレビジョン放送事業者	・デジタル番組制作設備 ・デジタル伝送装置 ・デジタル送受信装置
財政投融资	日本政策投資銀行等による低利融資	・地上テレビジョン放送事業者 ・地上ラジオ放送事業者 ・放送番組制作事業者 ・リースするために取得する者	・放送設備 ・中継局設備 ・土地及び建物 等
NTT-C・C'	日本政策投資銀行等による無利子・低利融資	・地上テレビジョン放送事業者 (全国、関東・近畿広域圏局を除く。)	・デジタル番組制作設備 ・デジタル伝送装置
債務保証	通信・放送機構による資金の借入等による債務保証	・地上テレビジョン放送事業者	・デジタル番組制作設備 ・デジタル伝送装置 ・デジタル送受信装置

2 コンテンツ流通市場の形成

コンテンツの流通・保存面の取組

放送のデジタル化、インターネットのブロードバンド化による多メディア・多チャンネル化の進展は、コンテンツに対する需要の増加をもたらしているが、コンテンツ流通の円滑化が図られていない状況にある。総務省では、その環境整備のために、以下の施策を推進している。

コンテンツ流通プラットフォーム実証実験（著作権等処理・管理システム）

コンテンツの流通面においては、素材となる既存コンテンツの著作権処理の円滑化や不正コピーの防止等が課題となっている。そこで、通信・放送機構では、平成12年度にネットワークを活用したコンテンツの円滑なネット流通を可能とするコンテンツ流通プラットフォームの実現に向けて、著作権等処理・管理システムを構築し、コンテンツ制作者等が販売等のための権利処理をネットワーク上で行う実証実験、またコンテンツにID等を電子透かしにより埋め込み、ネット

ワーク上で流通させ、検索システムにより所在等を探査する不正利用探査システムの実証実験を実施した（図表 ）。

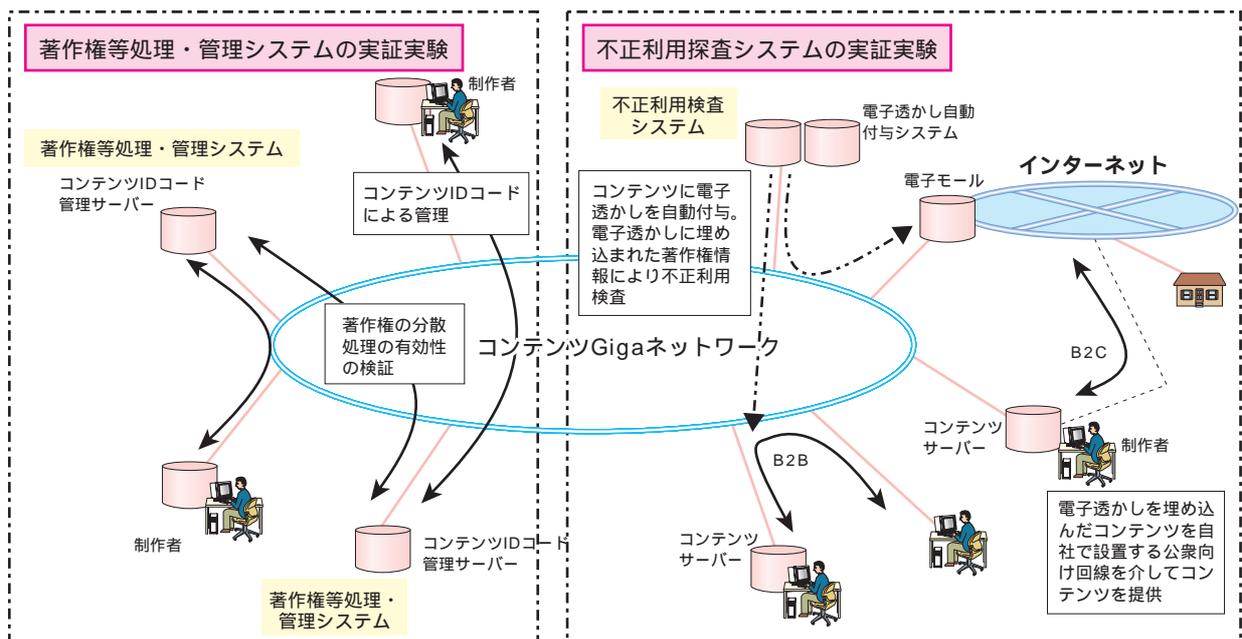
放送番組の二次利用促進のためのデータベースマネジメントシステムの開発

放送番組制作事業者等が個別に整備している放送番組の既存データベースを活用し、共通データベースの整備による放送番組の二次利用促進のためのデータベースマネジメントシステムの開発を平成11年度から実施している。

放送番組の保存のための研究開発

放送番組を収集・保存する番組ライブラリ（注）のデジタル化を行い、これをネットワークで結び、遠隔地から高速で検索・視聴できるようにするシステム及び地域情報番組等の比較的短時間の放送番組を視聴ブースからリクエストに応じて効果的に視聴・提供するシステムについて、通信・放送機構において研究開発を実施している。

図表 コンテンツ流通プラットフォーム実証実験の概要（著作権等処理・管理システム）



（出典）総務省資料

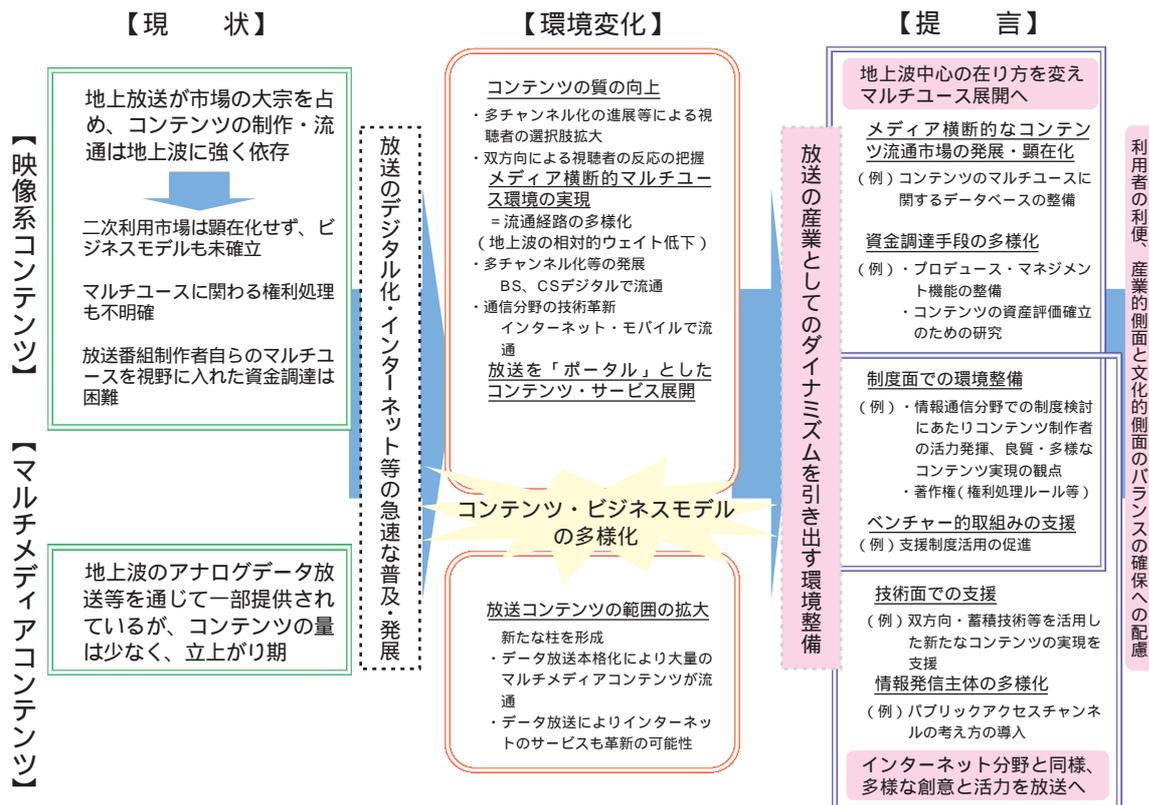
（注）番組ライブラリとは、国民的財産ともいえる優良な放送番組等が収集・保存されたもので、現在は、放送法に定める指定法人である（財）放送番組センターが整備している。

次世代放送コンテンツの振興に関する調査研究会
デジタル放送の導入をはじめとした情報通信分野における技術革新及び環境変化を踏まえ、総務省は、平成12年2月から「次世代放送コンテンツの振興に関する調査研究会」を開催し、我が国及び欧米諸国における放送コンテンツに関する動向を調査するとともに、次世代放送コンテンツの振興に向けた課題や具体的方策について検討、同年7月に報告書を取りまとめた(図表)。

放送のデジタル化、インターネットのブロードバンド化による多チャンネル化の進展がコンテンツに対する需要増をもたらす一方で、コンテンツのネットワーク利用に際し、著作権等を処理する契約に関するルールが確立されていないことなどによりコンテンツ流通の円滑化が図られていない現状を踏まえて、総務省では、平成13年2月から「デジタルコンテンツのネットワーク流通市場形成に向けた研究会」を開催し、円滑なコンテンツ流通市場の形成に必要な著作権管理システムの構築に向けた制度的・技術的課題と具体的方策を検討している。

デジタルコンテンツのネットワーク流通市場形成に向けた研究会

図表 次世代放送コンテンツの振興に関する調査研究会報告書の概要



(出典) 総務省資料

3 モバイルインターネット・コンテンツの振興

モバイルコンテンツビジネスの健全な発展に向けて

近年の携帯電話の爆発的な普及を背景に、携帯電話のインターネット接続サービスは目覚ましい成長を続けており、モバイルネットワークを利用したコンテンツビジネスの高度化・多様化が進展する一方、コンテンツの質や利用者保護の在り方が問われる状況が生じている。今後第三代移動通信システム（IMT-2000）のサービス開始により、動画像コンテンツの配信も実現することから、より高度なアプリケーションを提供する多彩なビジネスモデルの出現が予想される。総務省では、モバイルコンテンツビジネスが社会的な信任にこたえ、成長していくために必要な環境の整備を図るため、以下のような研究会を開催している。

次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会

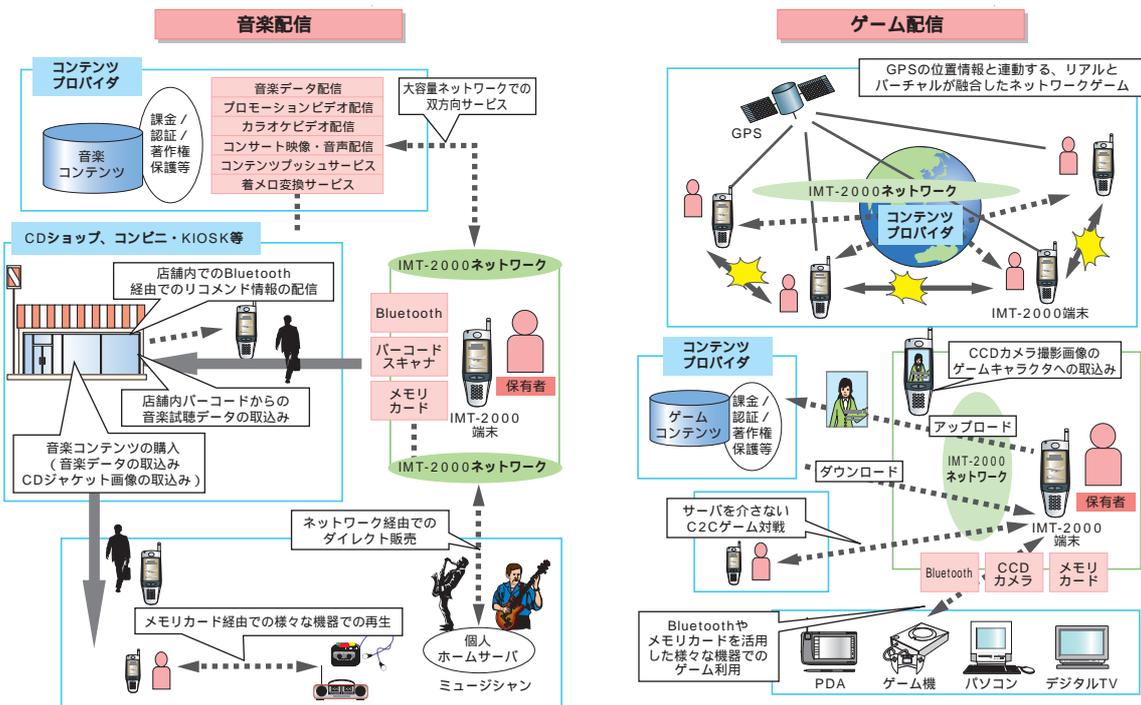
我が国では、平成13年度以降、世界に先駆けてIMT-2000のサービス提供の開始が見込まれており、より高度なアプリケーションを提供する多彩なビジネスモデルの出現が予想される状況を踏まえ、平成12年7月から「次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会」を開催し、社

会経済活動の新しいプラットフォームとして、その成長が期待されるIMT-2000について、その上に成立するビジネスモデルの可能性や、国民生活、産業、経済に与える影響を考察するとともに、その健全な発展のために解決すべき課題と行政が果たし得る役割について検討を行っている。平成13年6月下旬を目途に検討結果を取りまとめる予定である（図表）。

モバイルコンテンツビジネスの環境整備の方策に関する研究会

iモードに代表される携帯電話のインターネット接続サービスの急成長にともない、モバイルネットワークを利用したコンテンツビジネスの高度化・多様化が進む中で、若年層利用者の保護の観点から問題のあるコンテンツの内容やモバイル端末の特性を踏まえた取引ルールの不備が顕在化していることから、平成12年11月より「モバイルコンテンツビジネスの環境整備の方策に関する研究会」を開催し、モバイルネットワーク上で流通しているコンテンツの現状を把握し、利用者保護の有効な対策について検討している。平成13年7月上旬を目途に検討結果を取りまとめる予定である。

図表 IMT-2000で予想されるビジネスモデル（例）



（出典）総務省資料